

定 款

一般社団法人 iCD 協会

一般社団法人 iCD 協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 iCD 協会（英文名 i CD Association、略称「iCDA」、以下、「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公開した「i コンピテンシディクショナリ」（以下、「iCD」という。）に関する調査及び研究、普及啓発及び指導、情報の収集及び提供等を行うことにより、企業目標の達成を支援し、もって我が国の産業経済発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. iCDに関する調査・研究事業
2. iCD活用に関する普及啓発及び認証事業
3. iCDを活用した人材育成のためのカリキュラム、研修情報の提供事業
4. IT人材育成に関する情報収集及び情報提供事業
5. IT人材育成を目的とした団体との情報交流事業
6. その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本協会は、次条の規定により本協会の会員となった次の3種の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同し、運営及び事業に参画、協働する法人及び団体
- (2) 準会員 本協会の目的に賛同し、その事業に参画する法人及び団体

(3) 賛助会員 本協会の目的に賛同し、その事業に協力する法人及び団体並びに個人

- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 会員に関する詳細は、別途定める会員規則による。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費等の支払義務)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び総会において別に定める会費等を納入しなければならない。

- 2 既納の会費等、理由のいかんを問わず返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3箇月以内に一回開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する場合は、正会員に対し、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面又は電磁的方法により、総会の日の1週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故等の支障があるときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 総会に出席できない正会員は、議決権行使書（電磁的方法による投票を含む）をもって議決権を行使することができる。
- 3 正会員は、委任状、その他の代理権を証する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。

（決議）

- 第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - （1）会員の除名
 - （2）理事・監事の解任
 - （3）定款の変更
 - （4）解散
 - （5）その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
 - 4 理事又は監事の候補者の合計数が、第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び総会で選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

（役員の設定）

- 第19条 本協会に次の役員を置く。
- （1）理事5名以上50名以内
 - （2）監事3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を専務理事とすることができる。
 - 4 理事長及び専務理事以外の理事のうち、1名以上を常任理事とすることができる。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって選任する。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常任理事をもって同法上の業務執行理事とする。
- 4 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他法令で定める特殊の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 3 理事は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監

事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、第17条第2項に定める総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び正会員以外の非常勤理事及び非常勤監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(会長、副会長及び顧問)

第26条 本協会に会長、副会長及び顧問を置くことができる。

- 2 会長、副会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。
- 3 会長、副会長及び顧問に関する詳細は、別途定める。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務遂行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常任理事の選定及び解職
- (4) 会員の入会の承認

(招集)

第29条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前2項に関わらず、各理事は、一般法人法の規定に従い、理事会を招集すること

ができる。

- 4 理事会を招集するものは、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対し、その通知を発しなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故等の支障があるときは、出席理事のうちから議長を選出する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会及び研究会

(構成)

第33条 本協会の事業の円滑な遂行を図るため、委員会及び研究会を置くことができる。

- 2 委員会及び研究会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会及び研究会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会が定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え

置く。

(事業報告及び決算)

第36条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号、第2号及び第6号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置く。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(借入金)

第37条 資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期限が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を得るものとする。

(剰余金)

第38条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、第17条第2項に定める総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本協会は、第17条第2項に定める総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 本協会の事務を処理する為に、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。
- 3 事務局職員の任免は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。